

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和8年2月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）コメリホームセンター亘理店
亘理町逢隈高屋字柴北110番2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地1
- 3 市町村の意見の概要
 - （1）騒音について
事業所から発生する騒音予測結果・影響評価において、等価騒音レベル予測結果が基準超過している項目があることから、騒音・振動に関する規制対象施設がある場合には適正な届出を行い、また、周辺事業所及び住民への事前相談等によりトラブルを防いでください。
なお、今後、周辺地域の開発等により居住者から町へ苦情があった場合、問題解決への協力及び対応の経過報告を求める場合があります。
 - （2）廃棄物について
廃棄物の処理について、収集業者と十分な打合せをされ、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化と適正処理に努めてください。
 - （3）街並みづくりについて
屋外照明・広告塔照明の設置にあたっては、周辺住民の生活を充分考慮され光害対策を講じるようお願いいたします。
- 4 地域住民等の意見の概要
なし
- 5 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター及び亘理町役場
- 6 縦覧期間
令和8年2月27日から令和8年3月27日まで（ただし、閉庁日を除く。）